（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十八条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百六十条のうち森林組合法第四十七条第二項の改正規定を次のように改める。

第四十七条第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第二百六十一条中「行われた」を削り、「森林組合又は森林組合連合会との利益相反行為」を「なった者の利益相反取引」に、「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

港湾法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十五号

港湾法の一部を改正する法律

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　港湾区域及び臨港地区（第三十七条―第四十一条）」を「第四章　港湾区域及び臨港地区（第三十七条―第四十一条）　第四章の二　港湾協力団体（第四十一条の二―第四十一条の六）」に、「第六十四条」を「第六十六条」に改める。

第二条第五項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　港湾情報提供施設　案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設

第三十七条第一項中「左の各号の一に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「公共空地」の下に「（以下「港湾区域内水域等」という。）」を加え、同項第二号中「港湾区域内の水域又は公共空地」を「港湾区域内水域等」に改め、同項第三号中「用水きよ又は排水きよ」を「用水渠（きょ）又は排水渠」に改め、同条第四項中「港湾区域内の水域又は公共空地」を「港湾区域内水域等」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条の三を第三十七条の十一とし、第三十七条の二の次に次の八条を加える。

（公募対象施設等の公募占用指針）

第三十七条の三　港湾管理者は、第三十七条第一項の許可（長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための同項第一号の占用に係るものに限る。第三項、第三十七条の八第二項及び第三項並びに第三十七条の十第三項において同じ。）の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占用する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物（以下「公募対象施設等」という。）について、港湾区域内水域等の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めることができる。

2　公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　公募占用指針の対象とする公募対象施設等の種類

二　当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の区域

三　当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の開始の時期

四　港湾区域内水域等の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占用をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去に関する事項

五　第三十七条の六第一項の認定の有効期間

六　占用料の額の最低額

七　占用予定者を選定するための評価の基準

八　前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3　前項第二号の区域は、港湾管理者の管理する水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域として国土交通省令で定める区域については定めないものとする。

4　第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5　第二項第六号の占用料の額の最低額は、第三十七条第四項の規定により条例又は第十二条の二の規程で定める額を下回つてはならないものとする。

6　港湾管理者は、第二項第七号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

7　港湾管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（公募占用計画の提出）

第三十七条の四　公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、その公募占用計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを港湾管理者に提出することができる。

2　公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　港湾区域内水域等の占用の目的

二　港湾区域内水域等の占用の区域

三　港湾区域内水域等の占用の期間

四　公募対象施設等の構造

五　工事実施の方法

六　工事の時期

七　当該公募対象施設等の維持管理の方法

八　港湾区域内水域等の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占用をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去の方法

九　占用料の額

十　資金計画及び収支計画

十一　その他国土交通省令で定める事項

3　公募占用計画の提出は、港湾管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

（占用予定者の選定）

第三十七条の五　港湾管理者は、前条第一項の規定により港湾区域内水域等を占用しようとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二　当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用が第三十七条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。